

平成 22 年 9 月 15 日  
消 費 者 庁

「事故情報対応チーム」の発足について

この度、消費者庁としては、生命・身体関連の事故情報について、より一層の未然防止や拡大防止を期するために、その取扱いの迅速化・重点化、情報の発信・公表の円滑化などを図ることを目的として、当面の体制として、庁内に次のとおり「事故情報対応チーム」を本日付けで設けることとしました。

チーム長	羽藤 審議官
チーム長代理	野村 消費者安全課長
チーム副室長	坂田 首席情報分析官（消費者情報課）
チーム付	尾崎 企画官（政策調整課） 山田 企画官（消費者安全課）
チーム員	政策調整課より 1 名 消費者情報課より 3 名 消費者安全課より 1 名

チームと消費者安全課の担当ラインが協力することにより、消費者の立場に立って、わかりやすく迅速な情報の発信・公表に努め、消費者事故のより一層の未然防止・拡大防止を期することとします。

（備考）

チームは、当面の間、消費者安全課で主たる執務を行うこととしており、担当の連絡先は以下のとおりです。

（担当連絡先）

担当：坂田、滝  
電話：03-3507-8800（内線 2164）  
03-3507-9202（夜間直通）  
FAX：03-3507-9290

（本件問い合わせ先）

総務課 植田、吉田  
電話：03-3507-8800（内線 2031）  
03-3507-9145（直通）

(参考)

## 事故情報対応チームが担当する機能

### 【情報の収集・分析】

- ・ 相談員、地方自治体、他省庁などからの照会や情報への接し方、庁としての対応案の策定プロセスなど、消費者安全課における取扱いや対応を改めて確認するとともに、必要な見直しを行う。
- ・ 消費者安全課に寄せられた個々の事故情報のすべてを原票で確認し、迅速に長官・次長の指示を得つつ、対応の基本方針や考え方を整理する。
- ・ その際、国民生活センターの情報、海外関係機関（米国CPSCなど）、内外報道などを幅広く参照して整理する。

### 【「重大事故」公表のあり方の見直し等】

- ・ 消費者安全法と消費生活用製品安全法に基づく「重大事故」の公表のあり方についても、消費者によりわかりやすい情報提供という視点から逐次見直す。